

議第70号

京都市中央保護所条例の全部を改正する条例の制定について

京都市中央保護所条例の全部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 5月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市中央保護所条例の全部を改正する条例

京都市中央保護所条例の全部を次のように改正する。

京都市中央保護所条例

(設置)

第1条 身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする者を入所させて、生活扶助を行うとともに、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者（以下「ホームレス」という。）に一時的な宿泊場所を提供するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市中央保護所

位 置 京都市下京区花屋町通室町西入乾町292番地

(事業)

第2条 京都市中央保護所（以下「保護所」という。）においては、次の事業を行う。

(1) 生活保護法（以下「法」という。）第38条第3項に規定する更生施設としての事業

(2) ホームレスに対して一時的な宿泊場所を提供する事業

(指定管理者による管理)

第3条 保護所の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務（同条第2号に掲げる事業にあっては、保護所の利用の許可に係るものを除く。）
  - (2) 保護所の維持管理に係る業務
  - (3) その他市長が必要と認める業務
- (利用資格及び入所定数)

第4条 保護所を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業 法第38条第3項に規定する要保護者
- (2) 第2条第2号に掲げる事業 ホームレス（前号に掲げる要保護者を除く。）

2 保護所の入所定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業に係る入所定数 30人
- (2) 第2条第2号に掲げる事業に係る入所定数 20人

(利用の許可)

第5条 第2条第2号に掲げる事業に関し保護所を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(利用期間)

第6条 第2条第2号に掲げる事業に関し保護所を利用しようとする者の利用期間は、7日以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを更新することができる。

(利用制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保護所の利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

2 市長は、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定

による許可をせず、又は当該許可を取り消すことができる。

(費用の負担)

第8条 保護所の利用に係る費用は、徴収しない。ただし、指定管理者は、第2条第1号に掲げる事業に関し保護所を利用する者が法第4条第1項に規定する資産を有すると認めるときは、当該者に対し、法第70条第1号イに規定する保護費及び同号ロに規定する保護施設事務費の合計額の範囲内において、保護所の利用に係る費用の全部又は一部を負担させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の告示その他指定管理者に保護所の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

指定管理者に京都市中央保護所の管理を行わせるために必要な事項を定めるとともに、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者に一時的な宿泊場所を提供する事業に関し必要な事項を定める必要があるので提案する。